

第25期第36回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和8年7月6日(月曜日) 13:40～14:25

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第10番	田村伊佐雄
第2番	安藤育雄	第11番	田坂健次
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第4番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第5番	村上壽一	第15番	眞鍋篤俊
第6番	横井直次	第16番	土岐典子
第7番	寺尾俊行	第17番	渡邊勝俊
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第9番	藤田隆		

(2) 農地利用最適化推進委員

第2番	近藤孝志	第9番	近藤美喜男
第4番	永易博隆	第10番	千葉英明
第5番	小野義尚	第11番	土岐秀男
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第8番	神野明仁	第14番	神野鉄治

(3) 欠席委員

第19番	山口三七夫	第1番	矢野一臣
第3番	加藤宏司	第7番	神野伸二
第12番	飯尾博光		

3 会議に出席した事務局職員

事務局長 原道樹
主査 井上貴清

事務局次長 竹林啓

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 新居浜市農業委員会業務報告について

13時40分開会

【藤田会長】

それでは、ただいまから第36回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係は議案第1号から第4号まで、農政関係は「新居浜市農業委員会業務報告について（4～7月）」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において 安藤育雄委員と塩見敏夫委員を指名いたします。両委員さんよろしく願います。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号は決議事項、第2号から第4号までは意見事項となっております。加えまして、報告事項が2件、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第1号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は7件です。

2ページをお開きください。

33番、萩生字旦之上、畑1筆、面積52㎡、譲受人は市内在住の1-1さん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、自宅に隣接する申請地を贈与により取得するため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

34番、垣生五丁目、畑12筆、合計面積5,186㎡、譲受人は市内在住の1-2さん。譲受人は、現在、1反1畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは果樹を予定しているとのことです。

3ページを御覧ください。

35番、阿島四丁目、田1筆、面積353㎡、譲受人は市内在住の1-3さん。譲受人は、現在、3反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申

請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しているとのことです。

36番、船木字上原、畑2筆、合計面積217.20㎡。譲受人は、市内在住の1-4さん。譲受人は、現在、1反3畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けはイチジクを予定しているとのことです。

4ページをお開きください。

37番、萩生字旦ノ上、畑1筆、面積1,045㎡、譲受人は市内在住の1-5さん。譲受人は、現在、2反5畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けはサトイモを予定しているとのことです。

38番、角野新田町一丁目、畑2筆、合計面積417㎡、譲受人は市内在住の1-6さん。譲受人は、現在、1反7畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは果樹及び季節野菜を予定しているとのことです。

5ページを御覧ください。

39番、船木字高祖、田1筆、面積423㎡、譲受人は市内在住の1-7さん。譲受人は、新規に営農を開始することを目的に、新築予定の自己住宅敷地に隣接する申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜及び果樹を予定しているとのことです。

以上の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、33番及び37番は眞鍋篤俊委員から、34番は私から、35番は寺尾俊行委員から、36番は神野伸二委員が欠席のため事務局から、38番は千葉英明委員から、39番は藤田隆委員から、それぞれ報告をいただきます。

まず、眞鍋篤俊委員お願いします。

【眞鍋委員】

33番について御報告いたします。

6月13日に現地を確認し、譲渡人の方からもお話を伺いました。現地は雑草がかなり繁茂している状況でした。譲渡人は体調を崩されており、草刈りなどの管理作業がで

きない状態とのことです。また、同月１７日に譲受人の方からお話を伺ったところ、大根やトマトなどの季節野菜を栽培したいとの意向を確認しております。譲渡人からも、「譲受人であれば安心して任せられる」とのお話を伺っております。

本件は、実質的に親族関係での無償譲渡であり、双方にとってメリットのある案件であると考えられます。申請地は、譲受人の自宅及び進入路の近くに位置しているため、譲受人としても周辺環境を良好に維持したいとの考えを持たれております。

以上のことから、本件については特に問題ないものと判断しております。

続いて、３７番について御報告いたします。

６月１７日に現地を確認したところ、申請地は現在、上部東西線工事に伴う工事車両の駐車場として利用されており、その一部にはバラスが敷かれている状況でした。このため、現時点では農地として十分に利用できる状態ではありません。しかし、譲受人に確認したところ、工事完了後にはバラスを撤去し、農地として原状回復する予定であることを確認しております。

また、譲受人は、日頃から熱心に農業に取り組まれており、今後の営農についても特に問題はないと考えております。

以上のことから、本件について許可することに問題はないと判断しております。

よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

３４番について、私から御報告いたします。

譲受人は４３歳で、約２年前にも垣生三丁目において農地の譲渡を受けております。現在、その農地ではミカンをはじめ、多品目の果樹を栽培されており、熱心に農業に取り組まれております。

今回、申請のあった農地については、早生ミカン、極早生ミカン、ポンカンなどが植えられている果樹園でございます。現地確認及び譲渡人への聞き取りを行うとともに、譲受人本人にも面談をいたしました。その際、この規模の農地を適切に管理していくことができるのか確認いたしましたが、譲受人は農業関係の職場に勤務されており、これまでの経験もあることから、「努力してしっかり管理していきたい」と強い意欲を示されておりました。

確かに、管理面において多少の心配はありますが、本人の意欲は非常に高く、また既に農地を取得して営農実績もあることから、今後も地域で見守りながら営農を続けていただければと考えております。

なお、申請地はこれまで譲渡人によって適切に管理されており、境界等についても特に問題はありません。また、地域との調和の面においても支障はないものと判断しております。

以上のことから、本件については特に問題ないものと考えておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

続いて、寺尾俊行委員お願いします。

【寺尾委員】

譲渡人と譲受人がいとこ同士の関係にある案件です。譲渡人は以前から体調を崩されており、農地の管理が難しい状況となっていました。そのため、譲受人がこれまで田畑の管理や耕作を代行に行ってきた経緯があります。譲受人は、御家族とともに、この地域の農地の維持管理に積極的に取り組まれています。

今回の申請も、譲渡人が病気がちで農地の管理を継続することが困難となったことから、譲受人が引き受けることになったものです。

現地確認及び聞き取りの結果、地域との調和などについては特に問題ないものと判断いたしました。また、譲受人は、農業に対する意欲も高く、イノシシ被害対策のために各種農業機械を整備しており、バックホーまで導入して環境整備に取り組まれています。

今後も継続して農地を適切に管理していく意向を強く示されており、その熱意を十分に感じることができました。

以上のことから、本件については許可して差し支えないものと判断しております。

御審議の程よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続いて、事務局からお願いします。

【竹林事務局次長】

36番につきましては、神野伸二委員さんより、6月18日付けで、申請地は現在、いつでも植付け可能で、譲受人と面談したところ、耕作意欲は十分で、かつ、地域との調和についても特に問題ないとの御報告をいただいております。

【藤田会長】

続いて、千葉英明委員お願いします。

【千葉委員】

6月19日に譲受人とお会いし、お話を伺いました。譲受人は、以前から申請地に隣接する農地を所有しており、現在も露地野菜などを栽培され、管理状況は良好で、周辺環境への悪影響も見受けられませんでした。さらに、娘さんやその御主人も農作業に協

力されており、農業に対して高い関心を持たれています。御家族で農業に取り組む体制が整っており、今後も意欲的に営農を続けていきたいとお話でした。

また、農業に必要な機械や道具についても順次購入されるなど、営農に対する積極的な姿勢がうかがえました。

以上のことから、本件については特に問題ないものと判断しております。

御審議の程よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続いて、藤田隆委員お願いします。

【藤田(隆)委員】

6月13日に譲受人とその妻と現地でお会いし、お話を伺いました。申請地は、1筆の土地を分筆した農地であり、本日の審議において3条申請と5条申請の両方が提出されている案件です。現地を確認したところ、隣接地との境界は明確でありました。また、現在は一年生の雑草が生えている状況ですが、草刈りなどの管理を行えば、直ちに作付けが可能な状態であると判断いたしました。

今後の農地管理について確認したところ、夫妻は意欲的に野菜栽培に取り組みたいとすることで、営農に対する前向きな姿勢を示されております。

ただ1点気になったのは農地への用水の確保についてです。分筆後、宅地造成の影響により従来の取水口が埋まっており、残った農地へ水を引くことができない状況となっていました。この点について譲受人に確認したところ、今後は水道水を利用して灌水を行う予定との説明を受けました。そのため、用水の確保については対応可能であると考えております。

以上のことから、本件については許可しても支障ないと判断いたしました。

御審議の程よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、33番から39番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

6ページをお開きください。

議案第2号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主査】

議案第2号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は12件です。

7ページを御覧ください。

57番、中萩町、畑1筆、譲受人は2-1さん。内容は自己住宅1戸132.08㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

58番、中西町、田1筆、譲受人は2-2さん。内容は自己住宅1戸120.07㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

59番、中西町、畑1筆、譲受人は2-3さん。内容は自己住宅1戸76.18㎡、一体利用地として宅地124.35㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

8ページをお開きください。

60番、外山町、田1筆、譲受人は2-4さん。内容は自己住宅1戸138.15㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

61番、垣生一丁目、畑1筆、譲受人は2-5さん外1名。内容は自己住宅1戸110.96㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

62番、多喜浜二丁目、畑1筆、譲受人は2-6さん。内容は露天資材置場及び露天駐車場、一体利用地として雑種地66㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は賃貸借権で期間は20年です。

9ページを御覧ください。

63番、萩生字旦ノ上、畑1筆、譲受人は2-7さん。内容は自己住宅1戸140.77㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

64番、萩生字本郷、田1筆、譲受人は2-8さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

65番、光明寺一丁目、田1筆、譲受人は2-9さん。内容は自己住宅1戸118.41㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

10ページをお開きください。

66番、船木字高祖、田1筆、譲受人は2-10さん。内容は自己住宅1戸52.99㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

67番、船木字高祖、田4筆、譲受人は2-11さん。内容は事業用地拡張、一体利用地として宅地1,645.13㎡及び用途廃止予定の農道及び水路49.11㎡があり、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

68番、東田一丁目、田2筆、譲受人は2-12さん。内容は露天資材置場及び露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、57番から68番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしく申し上げます。

【藤田会長】

以上、57番から68番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

【渡邊委員】

67番ですが、一体利用地として宅地1,645.13㎡はとても広いですね。

【井上主査】

横に既存の宅地として、産業廃棄物の一時保管スペース等、自社用の処理施設がありまして、事務所も併せて設置されております。今回は、資材用倉庫を増設する申請が提出されました。

【藤田会長】

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

11ページを御覧ください。

議案第3号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主査】

議案第3号は農地転用事業計画変更申請で、申請件数は1件です。

12ページをお開きください。

5番、当初計画者は3-1さん、承継人は3-2さん。変更内容は、承継及び事業内容の変更で、変更理由等については議案書に記載のとおりとなります。

以上の事案につきましては、変更申請書及び添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることから、計画変更についてはやむを得ないものと考えます。御審議の程よろしくをお願いします。

【藤田会長】

以上、5番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり承認相当として、意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地転用事業計画変更について」を承認相当として、県知事に意見を送付いたします。

13ページを御覧ください。

議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第4号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）でございます。

当該計画（案）の内容といたしましては、田1筆、面積1,024㎡でございます。14ページをお開きください。

今回、権利の設定を受ける者は、4-1さん。期間は5年2か月、権利の種類は使用貸借権で、新規設定となっております。

以上の事案につきまして、申出書にて一般的な要件を満たしていることを確認いたしております。御審議よろしくをお願いいたします。

【藤田会長】

以上、7番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を承認相当として機構に意見を送付いたします。

15ページを御覧ください。

報告事項は「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の報告について」です。事務局から報告をお願いします。

【竹林事務局次長】

農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の事業報告につきましては、4番、5-1さんから、農地所有適格法人報告書が提出され、議案書に記載のとおり農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたので御報告いたします。

【藤田会長】

16ページをお開きください。

報告事項は「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。事務局から報告をお願いします。

【竹林事務局次長】

引き続き農業経営を行っている旨の証明について御報告いたします。

租税特別措置法第70条の6、相続税の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。納税猶予の特例を受けている農業相続人は、納税猶予期間中、3年ごとに「引き続き農業経営を行っている旨の証明」等を添えて、税務署に届け出ることとなっております。

16ページから18ページまでを御覧ください。

3番から6番までについてでございます。

16ページ、3番、中萩町及び上原一丁目、合計3筆、相続人は市内在住の6-1さん。地元委員の伊藤繁次郎委員さん及び事務局職員が、それぞれ該当農地を現地調査して、適正に管理されていることを確認いたしました。

続きまして4番、松神子三丁目及び長岩町、合計4筆、相続人は市内在住の6-2さん。地元委員の永易博隆委員さん、加藤宏司委員さん及び事務局職員が、それぞれ該当農地を現地調査して、適正に管理されていることを確認いたしました。

17ページ、5番、高津町及び宇高町、合計15筆、相続人は市内在住の6-3さん。地元委員の安藤育雄委員さん、近藤隆志委員さん及び事務局職員が、それぞれ該当農地を現地調査して、適正に管理されていることを確認いたしました。

18ページ、6番、徳常町、田所町、新須賀町、宇高町及び田の上、合計15筆、相続人は市内在住の6-4さん。事務局職員が、それぞれ該当農地を現地調査して、適正に管理されていることを確認いたしました。

以上4件、御報告いたします。

【藤田会長】

19ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時20分から総会を再開いたします。

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議案に入ります。議案書目次をお開きください。

本日の議題は、報告事項が1件となっております。

1ページを御覧ください。

令和8年4月から同年7月までの業務について報告します。

まず、(1) 会長報告、アの会議の出席状況につきましては、定例常設審議委員会
が、毎月、えひめ共済会館及びにぎたつ会館で開催され、私が出席し、農地法第4
条、5条等の許可事案に関する意見について審議いたしました。

また、6月2日に全国農業委員会会長大会が東京都で開催され、私が出席いたしま
した。その他については、資料のとおりですので、お目通しください。

次に、イの会議の内容につきましては、役員会は開催しておりません。

次に、(2) 総会及び農政関係の開催状況、2ページには、(3) 農地関係の開催
状況を記載しておりますが、資料のとおりですので、お目通しください。

次に、3ページのイの農地の権利移転・設定状況、4ページのウの農地の転用取扱
状況につきましても資料のとおりですので、お目通しください。

次に、エの農地等の贈与税及び相続税納税猶予に関する適格者証明状況につきまし
ては、該当ありませんでした。

次に、オの諸証明及び転用確認状況につきましては、転用確認書交付証明20件、
農業用施設証明6件、その他諸証明10件でした。

カの和解仲介につきましては、該当ありませんでした。

次に、5ページを御覧ください。(4) 事務局報告についても資料のとおりですの
で、お目通しください。

以上で業務報告を終わります。

ただいまの報告事項について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

今回にて、第25期新居浜市農業委員会総会も最後となりますが、何か御意見等はご
ざいせんか。

(「なし」の声あり)

次に、事務局から連絡事項があります。

【原事務局長】

<連絡事項説明>

【藤田会長】

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。

今日で第25期がすべて終了いたしますので3年間大変お世話になりました。ありがとうございました。また、引き続いてされる方はよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第36回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。

14時25分閉会

_____ ◇ _____

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに
署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員